

10年保存

地発 1005 第 1 号
基発 1005 第 1 号
職発 1005 第 1 号
雇児発 1005 第 1 号
平成 27 年 10 月 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省

大臣官房地方課長
労働基準局長
職業安定局長
雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「働き方改革」の一層の推進について

労使の話し合いを通じた所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」については、平成 26 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 1 号「『働き方改革』の推進について」(以下「26 通達」という。)に基づき取り組んでいただいているところであるが、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015—ローカル・アベノミクスの実現に向けて—」(平成 27 年 6 月 30 日まち・ひと・しごと創生本部決定)において、「地域における働き方改革」が今後の地方創生の柱の一つと位置づけられるとともに、「女性活躍加速のための重点方針 2015」(平成 27 年 6 月 26 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)において、「女性の活躍促進や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働環境整備を図るため、都道府県労働局における体制を整備・強化する」旨が明記されるなど、都道府県労働局(以下「労働局」という。)において、魅力ある雇用機会の創出や女性の活躍推進等より幅広い観点から「働き方改革」に取り組むことが求められている。

このため、本省においては、本年 7 月に厚生労働事務次官を主査とし、関係局長等を構成員とする「働き方改革推進プロジェクトチーム」を長時間労働削減推進本部のもとに新設したところである。

今般、各労働局における「働き方改革」の推進体制についてもより総合的に取り組む必要があることから、26 通達を別添新旧対照表のとおり改正し、「働き方改革」の一層の推進を図ることとしたので、了知の上、的確に推進されたい。

改正後	改正前
<p>2 働き方改革推進本部の設置</p> <p>労働局における働き方改革の実現に向けた取組を強化するとともに効果的に情報発信するため、各労働局に労働局長を本部長とし、<u>総務部長、労働基準部長、職業安定部長及び雇用均等室長を副本部長とする「働き方改革推進本部」</u>（以下「本部」という。）を設置すること。</p> <p>なお、本部の活動については、定例会見を始め様々な機会を通じて報道機関等に周知し、働き方改革に向けた気運の醸成にも配慮すること。</p> <p>3 労使団体への協力要請</p> <p>労働局長、<u>総務部長、労働基準部長、職業安定部長及び雇用均等室長（以下「労働局長等」という。）</u>が、管内の事業主団体（経営者協会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会等）及び労働団体の長や役員を訪問し、働き方改革について、<u>傘下企業等に対する取組の要請や本部の設置、働き方にかかる本省のサイト（働き方・休み方改善ポータルサイト、働きやすい・働きがいのある職場づくりサイト、女性の活躍・両立支援総合サイト等）</u>の周知等に対する協力の要請を行うこと。</p> <p>4 企業トップへの働きかけ</p> <p>(1) 本部の設置、上記3の協力要請と並行して、<u>労働局長等が、管内に本社機能を有し管内の経済社会に大きな影響力のある主要な企業のトップ等経営者を計画的に訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかけること。</u></p>	<p>2 働き方改革推進本部の設置</p> <p>労働局における働き方改革の実現に向けた取組を強化するとともに効果的に情報発信するため、各労働局に労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」[△]（以下「本部」という。）を設置すること。</p> <p><u>本部は、可能な限り平成27年1月上旬までに設置し、後記3から5に掲げる取組に対する方針を決定の上、すみやかに実施すること。</u></p> <p>なお、本部の設置については、定例会見を始め様々な機会を通じて報道機関等に周知し、働き方改革に向けた気運の醸成にも配慮すること。</p> <p>3 労使団体への協力要請</p> <p>労働局長及び労働基準部長が、管内の事業主団体（経営者協会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会等）及び労働団体の長や役員を訪問し、働き方改革について[△]<u>傘下企業等に対する取組の要請、本部の設置や本省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」（平成27年1月下旬開設予定、以下「ポータルサイト」という。）</u>の周知等に対する協力の要請を行うこと。</p> <p>4 企業トップへの働きかけ</p> <p>(1) 本部の設置、上記3の協力要請と並行して、<u>労働局長や労働基準部長が管内に本社機能を有し管内の経済社会に大きな影響力のある主要な企業のトップ等経営者を計画的に訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかけること。</u></p>

<p>その際、企業が働き方の見直しを行うに当たって、参考となる好事例・ノウハウや支援措置など必要な情報を提供することにより、さらなる取組を促進すること。</p> <p>併せて、他の企業にとって参考となる先進的な取組事例や好事例等については、労働局のホームページや働き方にかかる本省の<u>サイトに掲載する</u>などにより、情報発信することについて協力を依頼すること。</p> <p>(2) 事業主が多数参加する会合等あらゆる機会を捉えて、企業における働き方の見直しに取り組むよう働きかけること。</p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)の場合において、長時間労働対策など労働基準関係、非正規労働者等のキャリアアップなど職業安定関係、女性の活躍推進など雇用均等関係の働きかけを併せて行うことも効果的であることに配慮すること。</u></p>	<p>その際、企業が働き方の見直しを行うに当たって、参考となる好事例・ノウハウや支援措置など必要な情報を提供することにより、さらなる取組を促進すること。</p> <p>併せて、他の企業にとって参考となる先進的な取組事例や好事例等については、労働局のホームページや本省の<u>ポータルサイトに掲載する</u>などにより、情報発信することについて協力を依頼すること。</p> <p>(2) 事業主が多数参加する会合等あらゆる機会を捉えて、企業における働き方の見直しに取り組むよう働きかけること。</p>
--	---